

2026年度 グループ保険のおすすめ

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）】

パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

～ 死亡・所定の高度障害状態に備える生命保険です ～



【意向確認のお願い】加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容はご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自分が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容はご意向に沿った内容となっていますか？

申込締切日	2026年2月13日（金）	保障（責任）開始日	2026年4月1日
お問い合わせ・書類提出先	兼松ロジスティクス アンド インシュアランス株式会社 保険事業部		
申込方法	<p>Webにお手続きをしてください。 ※Webでお手続きができない方は加入申込書に必要事項を記入のうえ、上記のお問い合わせ・書類提出先へご提出ください。</p> <p>加入内容に変更のない方は、お手続きは不要です。</p>		

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である兼松株式会社に配付されています。

グループ保険を活用することによって、
病気やケガによる万一の場合の保障が準備できます！



お手頃な保険料

スケールメリットを生かしたお手頃な保険料で、
保障が準備できます。

毎年見直しができる

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障金額を
見直す機会があります。（※1）

ご家族の保障も準備

配偶者さまやお子さまも一緒に申込みいただけます。
(※1) (※2)

配当金も魅力

剩余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減
されます。詳細はP7をご覧ください。
なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

＜配当還元率実績＞

2024年	2023年	2022年
約55.24%	約48.48%	0%

（注）記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。
配当還元率＝配当金支払額 ÷ 年間払込保険料 × 100

申込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。（※1）

（※1）健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

（※2）本人の加入が必要等の条件があります。

目次

●契約概要 (P4～P8)

契約の内容のうち、特に重要なことを記載しています。

・保障金額

・加入資格

・保険料

・保険のしくみ

・保険期間

・支払事由 など

●注意喚起情報 (P9～P11)

お申込みに際して特に注意いただきたいことを記載しています。

・告知に関する重要事項

・保険金をお支払いできない場合 など

「万一(死亡)」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

①残された家族が生活するために必要な資金

②準備済み資金

③必要保障額

あなたが「万一(死亡)」の場合に、困る人がいます

①残された家族が生活するために必要な資金

支出

生活費
教育費
住宅費等

収入
(見込)

不足額
必要保障額
預貯金・死亡退職金
遺族年金の支給額等

③必要保障額
「準備済み資金」で足りない部分(不足額)を生命保険などで準備します。

②準備済み資金



※この他、想定していなかった出費に備え、予備費を準備することも考えられます。

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果(世帯主年齢別)



年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

ライフステージによって変化する必要保障額

イメージ図



お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば
公立小・中学校→私立高校→私立大学
(文法政経商系・昼間部・自宅通学)の場合

約1,083万円

文部科学省/「令和3年度 子供の学習費調査」
「令和3年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」
(独)日本学生支援機構/「令和2年度 学生生活調査」

万一のために
しっかり
備えないとな。



葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は?

葬儀費用合計

平均

約118.5万円

葬儀費用の
準備も必要ね。



※葬儀費用、飲食費用、返礼品の平均の合計額です。
(株)鎌倉新書/「第6回お葬式に関する全国調査
(2024年)」

契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料です。下記の（注）もあわせてご確認ください。

	保障金額	保険料（月額）							
		15-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳
死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	1990.10.2～ 2011.10.1生	1985.10.2～ 1990.10.1生	1980.10.2～ 1985.10.1生	1975.10.2～ 1980.10.1生	1970.10.2～ 1975.10.1生	1965.10.2～ 1970.10.1生	1960.10.2～ 1965.10.1生	1955.10.2～ 1960.10.1生
配偶者	200万円	男性 389円	493円	536円	607円	714円	866円	1,128円	1,493円
		女性 342円	474円	497円	549円	611円	675円	774円	914円
	300万円	男性 584円	739円	804円	910円	1,071円	1,299円	1,692円	2,239円
		女性 513円	711円	745円	823円	916円	1,012円	1,161円	1,371円
	500万円	男性 974円	1,232円	1,340円	1,517円	1,785円	2,165円	2,820円	3,732円
		女性 855円	1,185円	1,242円	1,372円	1,527円	1,687円	1,935円	2,285円
	800万円	男性 1,559円	1,972円	2,144円	2,428円	2,856円	3,464円	4,512円	5,972円
		女性 1,368円	1,896円	1,988円	2,196円	2,444円	2,700円	3,096円	3,656円
	1,000万円	男性 1,949円	2,465円	2,680円	3,035円	3,570円	4,330円	5,640円	7,465円
		女性 1,711円	2,370円	2,485円	2,745円	3,055円	3,375円	3,870円	4,570円
本人	1,200万円	男性 2,338円	2,958円	3,216円	3,642円	4,284円	5,196円	6,768円	8,958円
		女性 2,053円	2,844円	2,982円	3,294円	3,666円	4,050円	4,644円	5,484円
	1,500万円	男性 2,923円	3,697円	4,020円	4,552円	5,355円	6,495円	8,460円	11,197円
		女性 2,566円	3,555円	3,727円	4,117円	4,582円	5,062円	5,805円	6,855円
	2,000万円	男性 3,898円	4,930円	5,360円	6,070円	7,140円	8,660円	11,280円	14,930円
		女性 3,422円	4,740円	4,970円	5,490円	6,110円	6,750円	7,740円	9,140円
	2,500万円	男性 4,872円	6,162円	6,700円	7,587円	8,925円	10,825円	14,100円	18,662円
		女性 4,277円	5,925円	6,212円	6,862円	7,637円	8,437円	9,675円	11,425円
	2,600万円	男性 5,067円	6,409円	6,968円	7,891円	9,282円	11,258円	14,664円	19,409円
		女性 4,448円	6,162円	6,461円	7,137円	7,943円	8,775円	10,062円	11,882円
2,700万円	男性 5,262円	6,655円	7,236円	8,194円	9,639円	11,691円	15,228円	20,155円	
	女性 4,619円	6,399円	6,709円	7,411円	8,248円	9,112円	10,449円	12,339円	
2,800万円	男性 5,457円	6,902円	7,504円	8,498円	9,996円	12,124円	15,792円	20,902円	
	女性 4,790円	6,636円	6,958円	7,686円	8,554円	9,450円	10,836円	12,796円	
2,900万円	男性 5,652円	7,148円	7,772円	8,801円	10,353円	12,557円	16,356円	21,648円	
	女性 4,961円	6,873円	7,206円	7,960円	8,859円	9,787円	11,223円	13,253円	
3,000万円	男性 5,847円	7,395円	8,040円	9,105円	10,710円	12,990円	16,920円	22,395円	
	女性 5,133円	7,110円	7,455円	8,235円	9,165円	10,125円	11,610円	13,710円	

	保障金額	保険料（月額）
死亡保険金額 または 高度障害 保険金額	保険 年齢	3-22歳 2003.10.2～ 2023.10.1生
こども	100万円	70円
	200万円	140円
	300万円	210円
	400万円	280円

- （注1）保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。
- （注2）記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2026年4月1日（更新日）時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。
- （注3）配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。
- （注4）こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください（保険料表に記載のこどもの保険料は一人あたりの金額です）。

保険の名称

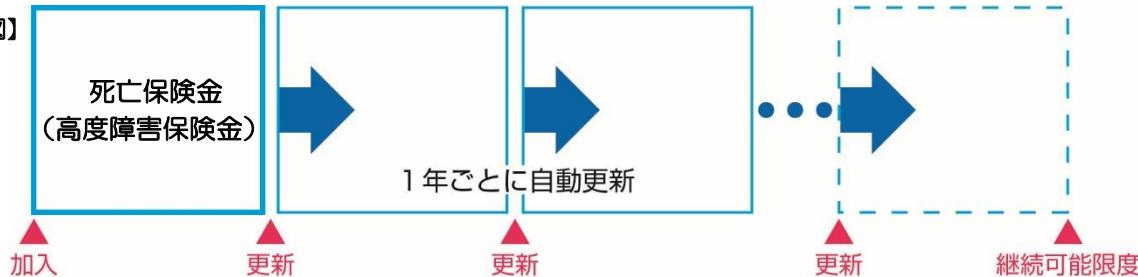
団体定期保険

特 約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は2026年4月1日（更新日）時点の年齢）

本 人	満14歳6か月超、満70歳6か月以下の役員・従業員・出向者・嘱託・顧問
配 偶 者	満18歳以上、満70歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こ ど も	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども (健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)

■健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

- 支払事由に該当されても加入資格のない方には保険金は支払われません。
加入後に加入対象者でなくなった場合には、表紙のお問い合わせ・書類提出先までご連絡ください。
- 配偶者・子どものみの加入はできません（本人の加入が条件です）。
- 子どもを加入させる場合は、加入資格を満たす子ども全員について同一保険金額でお申込みください。

責任開始日・保険期間

責 任 開 始 日	2026年4月1日 (注) 増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保 険 期 間	責任開始日～2027年3月末日 原則、毎年自動的に更新されます。
継 続 可 能 限 度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 本人・配偶者 満75歳6か月 こども 満22歳6か月 (注) 脱退事由（P6の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

保険料について

- 毎月の給与から控除します（4月に支給される給与から控除を開始）。
- 保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。確定保険料は申込締切後に算出します。
子どもの保険料は確定保険料（月額）で一人あたりの金額です。
- 概算保険料と確定保険料の差額は、更新月から3か月以内に精算します。
- 保険料は毎年の更新時に見直されます。
- 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

保障内容【支払事由】

保険金はいずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。

実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1）保険金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2）保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P8の【別表】参照）になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

受取人

受取人		
被保険者	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者		
こども	本人（主たる被保険者）	

（注1）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。

（注2）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

■本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

■死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）	
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

制度からの脱退等

■お申出により制度から脱退することができます。

（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までは保障します。

■次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

【本人】

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退職した場合など

【配偶者・こども】

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合（配偶者）、本人との扶養関係がなくなった場合（こども）（※）など

（※）更新日時点で被保険者としての資格があるこどもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金（一括受取）に代えて「年金」での受け取りが可能です（子どもの保険金は年金での受け取りはできません）。

（注）このお取り扱いは、[保険金の受取方法](#)に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剩余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0〈ゼロ〉となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

引受保険会社

(2025年8月1日時点)

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社（引受割合）】

第一生命保険株式会社（52%） 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）
日本生命保険相互会社（30%）、明治安田生命保険相互会社（18%）

主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

■保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

■死亡保険金

◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金（保険料を本人が負担していたもの）は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）
◇配偶者・子どもの死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）

■高度障害保険金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2024年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

加入対象会社

兼松株式会社、日本オフィス・システム株式会社、株式会社兼松ケージーケイ、
兼松ロジスティクス アンド インシュアランス株式会社、兼松食品株式会社、兼松ケミカル株式会社、カネヨウ株式会社、
兼松シェアリンク株式会社、兼松サステック株式会社、兼松エレクトロニクス株式会社、兼松ペトロ株式会社、
兼松コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジャパンロジスティクス、株式会社KGKエンジニアリング、
兼松フューチャーテックソリューションズ株式会社

個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。
生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

■ 別表 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

----- ここまでが契約概要となります -----



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

■現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。

加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねするところについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

■指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者は、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客様の告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはできません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

■事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

■傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

■P12の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

2 責任開始について

■申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。書面でのお手続きの場合、所定の責任開始日を過ぎて引受保険会社へ申込書(告知書)が到着した場合は申込書(告知書)が到着した日から保険契約上の責任を負います。

■生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3 クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

■この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4

脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5

保険金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合

- 約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）

◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）

◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき

◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき

◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）

（※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。

（※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合

- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合

- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合

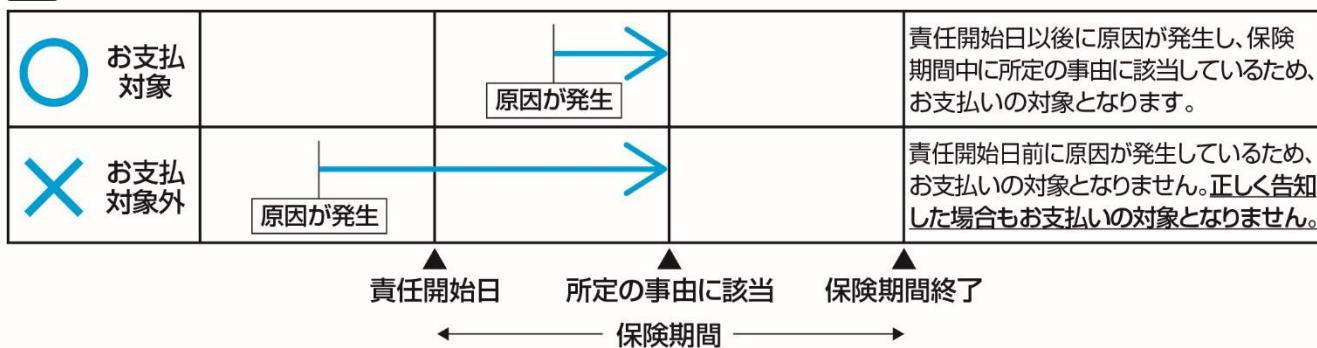
- その他、お支払いできない場合

◇責任開始日より前に発病していた病気（※3）、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の **例** 参照）

（※3）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例



6

保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入保険金額等が削減されることがあります。
詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7

ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙のお問い合わせ・書類提出先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の中出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

ここまでが注意喚起情報となります

第一生命お問い合わせ先

保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)
 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

- 告知について
 - 当パンフレット（契約概要・注意喚起情報）に関するご要望・苦情について
- 以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号（7桁）をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)
 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)